

施設職員による虐待を発見したときの 世田谷区の通報窓口

虐待を発見したときは、迷わず、速やかに通報しましょう。

「あれ、おかしいな？」という行為を見かけた際の相談でも大丈夫です。

ためらわずにご連絡ください。

通报の義務

令和7年10月1日の児童福祉法等の改正により、施設職員による虐待を受けたと思われる子どもを発見した時の通報が義務化されました。

通报対象

施設職員による子どもへの虐待、不適切な対応、疑わしい行為

通报先

以下の担当課へご連絡ください。

施設種別: ● ● ● ●

二次元
コード

担当: ● ● 課 ● ● 係

電話: 5432-● ● ● ●

右記二次元コードよりLogo フォームからも通報が可能です。

その他の施設種別について

上記以外の施設種別に関する虐待通報窓口は以下の二次元コードより区のHPをご参照の上、該当の施設を所管する担当課あてにご連絡をお願いします。

子どもに関する施設等における虐待通報窓口
(世田谷区HPページID : 28315)

